

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2015-44372(P2015-44372A)

【公開日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【年通号数】公開・登録公報2015-016

【出願番号】特願2013-177663(P2013-177663)

【国際特許分類】

B 41 J 2/01 (2006.01)

【F I】

B 41 J 3/04 101Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年7月28日(2016.7.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

液体を記録媒体に噴射可能な記録ヘッドと、
前記記録媒体を保持する記録媒体保持ユニットと、

前記記録媒体保持ユニットから前記記録媒体を前記記録ヘッドに搬送する搬送ユニット
と、

前記記録ヘッドと前記搬送ユニットとを収容し、前記記録媒体保持ユニットが挿入される筐体と、

前記筐体の外側面に形成され、前記記録媒体保持ユニットを挿入する挿入口と、

前記液体を収容する液体収容体と、

前記筐体の前記挿入口が形成された外側面に隣接する少なくとも一方の外側面に配置され、前記液体収容体を保持する保持体と、

前記液体収容体から前記筐体の内部に前記液体を供給する供給部と、

前記筐体の下に配置され、前記記録媒体保持ユニットとは異なる外部記録媒体保持ユニットと、を備え、

前記保持体は底部を有し、前記底部が前記筐体の底面よりも低い位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項2】

請求項1に記載の記録装置であって、

前記保持体の底部は、前記外部記録媒体保持ユニットの底面よりも高い位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項3】

請求項1に記載の記録装置であって、

前記保持体の底部は、前記外部記録媒体保持ユニットの底面と一致する位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項4】

請求項1または請求項2に記載の記録装置であって、

複数の外部記録媒体保持ユニットを有し、前記保持体の底部は、最下部の前記外部記録媒体保持ユニットの底面よりも高い位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項 5】

請求項 1 または請求項 3 に記載の記録装置であって、

複数の外部記録媒体保持ユニットを有し、前記保持体の底部は、最下部の前記外部記録媒体保持ユニットの底面と一致する位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項 6】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載の記録装置であって、

前記保持体は前記筐体の前記挿入口が形成された外側面に隣接する両側の外側面に配置され、両側の前記保持体の底部が前記筐体の底面よりも低い位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項 7】

請求項 1 から請求項 5 のいずれか一項に記載の記録装置であって、

前記保持体は前記筐体の前記挿入口が形成された外側面に隣接する両側の外側面に配置され、少なくとも一方の前記保持体の底部が前記筐体の底面よりも低い位置になるように配置されることを特徴とする記録装置。

【請求項 8】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載の記録装置であって、

前記記録媒体保持ユニットと前記外部記録媒体保持ユニットとは収容サイズが異なることを特徴とする記録装置。

【請求項 9】

請求項 1 から請求項 7 のいずれか一項に記載の記録装置であって、

前記記録媒体保持ユニットと前記外部記録媒体保持ユニットとは収容サイズが同じであることを特徴とする記録装置。

【請求項 10】

請求項 1 から請求項 9 のいずれか一項に記載の記録装置であって、

前記保持体の下の位置の前記筐体の底面には前記記録装置を保持する取っ手部が形成され、前記取っ手部の位置に前記保持体が配置されないことを特徴とする記録装置。

【請求項 11】

請求項 1 から請求項 10 のいずれか一項に記載の記録装置であって、

原稿台に載置された原稿に描かれた画像を読み取る読取部を備え、

前記保持体の最上部の位置は、前記原稿台より低い位置にあることを特徴とする記録装置。

【請求項 12】

請求項 11 に記載の記録装置であって、

前記読取部が他の部分よりも張り出した底部が形成され、重力方向において前記保持体の少なくとも一部が、前記底部と重なる位置に配置されることを特徴とする記録装置。